

認定料金の改定について

公益財団法人 日本適合性認定協会

2019.12.24

- 改定する料金種類
申請料、登録料、維持料、審査基本料、審査料
- 改定の目的
認定事業の普及、及び申請機関や、スキームの
多様性等のマーケットの変容への対応
- 改定の方針
簡易簡潔であること
受益者負担の原則を考慮すること
機関負担を軽減すること

主な変更点



	変更点
申請料	<ul style="list-style-type: none">・ MS認証機関 プログラム加算の単純化・ 費用抑制
登録料	同上
審査 基本料	<ul style="list-style-type: none">・ 工数化・ 費用抑制・ 各種審査ごとの基本料金 (適合性評価活動の立会、海外ABの審査報告書利用時の基本料)・ 是正処置レビューの追加料金
審査料	単価見直し
維持料	<ul style="list-style-type: none">・ サブスキーム (プログラム) 基本料の新設・ 固定費、変動率の見直し・ 対象収入の見直し

現行(JAB N401)

単位：千円

項目		固定費	プログラム加算料金
初回		1,300	①+800×(②-1)+300×(③+④)
拡大	●マネジメントシステム認証拡大(セクター拡大を同時に申請する場合を含む)	200	①+300×(②+③+④-1)
	●セクター拡大(マネジメントシステム認証拡大と同時の場合を除く)	200	①+200×(③+④-1)
	●経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ(FSMS/FSSC/JFS-C)ASRP認定	100	①+100×(②+③+④-1)
更新		1,200	①+600×(②-1)+200×(③+④)

①:固定費=1規格目 ②:マネジメントシステム+セクター数(QMS,FSMSセクター数除く) ③:QMSセクター数 ④:FSMSセクター数



変更後(新JAB N401)

単位：千円

項目	固定費	2規格目以後の料金
初回	500	200×追加プログラム数
プログラム拡大	200	
更新(再審査)	300	

*経済活動による認定範囲拡大(分野拡大)については変更なし

現行(JAB N401)

単位：千円

項目		固定費	料金
初回		1,000	① + 500 × (② + ③ + ④ - 1)
拡大	●マネジメントシステム認証拡大	200	① × ②
	●セクター拡大	200	① × (③ + ④)
	●経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ (FSMS/FSSC/JFS-C)ASRP認定	100	① × (② + ③ + ④)
更新		700	① + 500 × (② - 1) + 200 × (③ + ④)

①:固定費 ②:マネジメントシステム+セクター数(QMS,FSMSセクター数除く) ③:QMSセクター数 ④:FSMSセクター数



変更後(新JAB N401)

単位：千円

項目	固定費	2規格目以後の料金
初回	500	200 × 追加プログラム数
プログラム拡大	200	
更新(再審査)	300	

*経済活動による認定範囲拡大（分野拡大）については変更なし

現行(JAB N401)

1. 固定額(基本料) : 20万円
2. 変動額 : JAB認定範囲内の機関収入より算出

1 + 2 (③ + (② - ④) × ⑤) にて算出

②JAB認定範囲内機関総収入	10億円以上	10～5億円	5億円未満
③固定費	1000万円	550万円	0万円
④固定費控除額	10億円	5億円	0億円
⑤変動率	0.45%	0.9%	1.1%

変更後(新JAB N401)

1. 固定額(プログラム数による基本料)
 メインプログラム 20万×プログラム数
 *サブプログラム 10万×プログラム数
 サブ=メインのプログラムの認定取得を必須とするプログラム

2. 変動額：JAB認定下認証活動の機関収入（青部分）
 により算出

JAB認定範囲

JAB認定使用

JAB認定不使用

①+③+(②-④)×⑤にて算出

②JAB認定使用 機関総収入	20億以上	20～10億	10～5億	5～2億	2～1億	1億未満
③固定費	1200万円	800万円	410万円	200万円	120万円	20万円
④固定費控除額	20億円	10億円	5億円	2億円	1億円	0円
⑤変動率	0.3%	0.4%	0.7%	0.8%	1%	1%

現行(JAB N401)

単位：千円

項目		①固定費	単価(1件あたり)
初回		1,000	① + 500 × (② + ③ - 1) + 100 × ④
サーベイランス		500	① + 250 × (② + ③ - 1)
拡大	●マネジメントシステム認証拡大/セクター拡大	700	① + 350 × (② + ③ - 1) + 140 × ④
	●セクター拡大(マネジメントシステム認証拡大と同時の場合を除く)	200	① + 200 × (③ + ④ - 1)
	●経済活動による認定範囲拡大/カテゴリ(FSMS/FSSC/JFS-C)ASRP認定	100	① + 100 × (② + ③ + ④ - 1)
更新		840	① + 420 × (② + ③ - 1) + 100 × ④

①:固定費 ②:マネジメントシステム+セクター数(QMS,FSMSセクター数除く) ③:QMSセクター数 ④:FSMSセクター数



変更後(新JAB N401)

単位：千円

項目	MD	単価(1件あたり)
初回	4MD+1.0MD × 1 追加プログラム	7時間 × MD × 23
サーベイランス	2MD+0.5M × 1 追加プログラム	7時間 × MD × 23
プログラム拡大	2MD+0.5MD × 1 追加プログラム	7時間 × MD × 23
更新(再審査)	3MD+0.5MD × 1 追加プログラム	7時間 × MD × 23
立会 (全件)	0.5MD	7時間 × MD × 23

現行(JAB N401)

- ・審査料単価：20,000円/時間
- ・文書レビュー(書類審査)は審査基本料に含む
- ・是正処置レビュー追加料金 無し



変更後(新JAB N401)

- ・審査料 単価：23,000円/時間
- ・文書レビュー(書類審査)は、審査料金として工数(時間)で課金
含む：海外ABの審査報告書レビュー
ただし通常のサーベイランスでは文書レビュー(書類審査)は実施しない。
- ・是正処置レビュー追加料金(審査ごと)
不適合 6～10件 0.25人日、11件以上 0.5人日

*旅費、宿泊費の付帯費用については変更なし

現行(JAB N401)

単位：千円

- ・ 個別に設定した固定費と認定プログラム数による課金



変更後(新JAB N401)

単位：千円

項目	1プログラム目 (固定)	2プログラム以後
初回	400	200×追加プログラム数
拡大	200	100×追加プログラム数
更新(再審査)	200	100×追加プログラム数

現行(JAB N401)

単位：千円

- ・ 個別に設定した固定費と認定プログラム数による課金



変更後(新JAB N401)

単位：千円

項目	1プログラム目 (固定)	追加プログラム
初回	300	100×追加プログラム数
プログラム拡大	200	
更新(再審査)	200	

現行(JAB N401)

①固定額(基本料)：15万円、20万円、・・・

変動額：JAB認定使用内の機関収入より算出

②JAB認定使用の機関総収入	10億円以上	10～5億円	5億円未満
③固定費	1000万円	550万円	0万円
④固定費控除額	10億円	5億円	0億円
⑤変動率	0.45%	0.9%	1.1%

①+③+(②-④)×⑤にて算出

変更後(新JAB N401)

①固定額(規格数基本料)：プログラム数(サブスキーム数) × 5万

変動額：JAB認定使用内の機関収入より算出

②JAB認定使用の機関総収入	10億円以上	10～1億円	1億円未満
③固定費	330万円	60万円	10万円
④固定費控除額	10億円	1億円	0円
⑤変動率	0.2%	0.3%	0.5%

① + ③ + (② - ④) × ⑤ にて算出

現行(JAB N401)

単位：千円

- ・ 個別に設定した固定費と認定プログラム数による課金



変更後(新JAB N401)

単位：千円

項目	人日 (MD)	単価(1件あたり)
初回	2MD+0.5MD×追加プログラム	7時間×MD×23
サーベイランス	1MD+0.25MD×追加プログラム	7時間×MD×23
プログラム拡大	1.5MD+0.25MD×追加プログラム	7時間×MD×23
更新(再審査)	1MD+0.25MD×追加プログラム	7時間×MD×23
立会 (全て)	0.25MD	7時間×MD×23

現行(JAB N401)

- ・審査料単価: 20,000円/時間
- ・文書レビュー(書類審査)は審査基本料に含む
- ・是正処置レビュー追加料金 無し

変更後(新JAB N401)



- ・審査料 単価: 23,000円/時間
- ・文書レビュー(書類審査)は、審査料金として工数(時間)で課金
含む: 海外ABの審査報告書レビュー
ただし通常のサーベイランスでは文書レビュー(書類審査)は実施しない。
- ・是正処置レビュー追加料金(審査ごと)
不適合 6~10件 0.25人日、11件以上 0.5人日

*旅費、宿泊費の付帯費用については変更なし

- 申請料 2020年4月 1 日以後の受理分から
新料金を適用
- 登録料 2020年4月 1 日以後の認定決定分から
新料金を適用
- 維持料 2020年 1 月 1 日以後の会計年度終了
(維持料請求時期の開始) 分から
新料金を適用
- 審査基本料及び審査料
(是正処置レビュー追加料を含む)
2020年1月1日以後の審査実施通知書
送付分の審査から新料金を適用